

別紙 8 (市暴力団排除条例関係)

誓 約 書

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称
及び代表者名

印

住 所

私は、八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように必要な措置を講じていることを認識したうえで、下記事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、体験の機会の場の認定の取消等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 申請者又はその役員若しくは使用人は、条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 2 上記1に違反したときには、体験の機会の場の認定の取消等、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

備考

- 1 提出者が法人その他の団体の場合にあつては、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

八王子市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。